

令和6年度

長久手市卯塚墓園

【追加募集のご案内】

募集期間 令和6年12月3日(火)～令和7年1月31日(金)

先着順で受付、募集定数に達し次第、受付終了します。

目 次

令和6年度追加募集概要

墓所の公募数	1
使用申請	1
使用料及び管理料納付	1
墓所使用許可証の発送	2
使用許可証がお手元に届いた後の手続き	2
申請にあたっての注意事項	3

墓所の概要

芝生墓所	4
樹木型合葬式墓所	6
墓所の返還について	7
使用許可の取り消しについて	7
墓園内のルール	7
卯塚墓園管理事務所 アクセス	8

令和 6 年度追加募集概要

●墓所の公募数

芝生墓所の使用する区画については申請順で決定します。

墓所種別	市内市外	使用期間	公募数	墓所使用料	年間管理料
墓石付 芝生墓所	市内居住者 (注 1)	永年	若干数	100 万円	8,000 円
		10 年(更新可)		40 万円	
	市外居住者 (注 2)	永年		120 万円	
		30 年(更新不可)		110 万円	
樹木型 合葬式墓所	市内居住者	永年	117 体分	1 体 15 万円	
	市外居住者			1 体 20 万円	

注 1: 令和 6 年 1 月 1 日から引き続き住所を有する者

注 2: 市内居住者以外の者

●使用申請（先着順） ※令和 6 年 12 月 3 日(火)～令和 7 年 1 月 31 日(金)必着

- ① 使用許可申請書
- ② 重要事項確認書
- ③ 利用者様以外のご連絡先
 - ・利用者様に連絡がつかなくなった場合の連絡先を記入してください
- ④ 住民票
 - ・発行日から 3 ヶ月以内のもの
 - ・本籍が記載されたもの
 - ・世帯全員の証明が記載されているもの
(お一人暮らしでも世帯全員で申請してください)
 - ・続柄が記載されているもの
 - ・長久手市民の対象となるのは令和 6 年 1 月 1 日以前であること
 - ・コピーは不可
- ⑤ 戸籍謄本
 - ・発行日から 3 ヶ月以内のもの
 - ・謄本「全部事項証明」であること
 - ・住民票の本籍と同じであること
 - ・樹木型合葬式墓所を申請の方は、申込者と埋葬予定者が
三親等以内と分かる謄本が必要
 - ・コピーは不可

●使用料納付

- ① 使用申請の受理後、使用料の納付書を発送します。
- ② 銀行・信金・農協・市役所会計課で納付してください。(営業日に注意)

●墓所使用許可証の発送

- ① 使用料の納付確認後、使用許可証を発送します。
- ② お手元に届いたら、お名前、ご住所等をご確認ください。
- ③ 紛失しないよう、保管してください。再発行するには手数料がかかります。

●使用許可証がお手元に届いた後の手続き

★芝生墓所（令和7年4月以降使用開始）

【年間管理料の納付】

毎年4月頃、管理料の納付書を郵送します。金融機関等で納付してください。

【銘板の設置・墓石を置き換えする場合の手続き】

芝生墓所の銘板設置や墓石を置き換えする場合は、事前に管理事務所で改修に関する手続きをする必要があります。改修承認手続き後、約2週間で承認通知書を発送します。承認後に工事可能となりますので、墓石の設置工事期間やご遺骨の埋蔵時期等も含めて、余裕をもってご予定ください。

＜必要な書類＞

- ① 芝生墓所改修承認申請書（様式第9号）
- ② 図面（墓石の平面及び立体を明示した図面）
- ③ 使用許可証

【埋蔵の手続き】

埋蔵する場合は、事前に管理事務所で埋蔵に関する書類の提出等の手続きをする必要があります。書類の提出がない場合は、埋蔵できません。

＜必要な書類＞

- ① 埋蔵・改葬届（様式第11号）
- ② 火葬許可証（原本）又は改葬許可証（原本）
- ③ 使用許可証

※埋蔵については、銘板の設置等で関係した石材店等に御相談ください。その際、埋蔵手数料が生じることがあります。

★樹木型合葬式墓所（令和7年4月以降使用開始）

【埋蔵の依頼手続き】

埋蔵を依頼する場合は、事前に管理事務所にご相談ください。埋蔵依頼の際に、埋蔵に関する書類の提出と、ご遺骨をお持ちください（要事前予約）。

＜必要な書類＞

- ① 埋蔵・改葬届（様式第11号）
- ② 火葬許可証（原本）又は改葬許可証（原本）
- ③ 使用許可証

※埋葬手数料が別途必要となります。

※ご遺骨を管理事務所にお持ちいただく際は、骨壺に入れたままお持ちください。ご遺骨を骨袋に入れ埋蔵します（骨袋は事務所でも販売しています。）。

●申請にあたっての注意事項

★共通事項

- ① 申請数が公募数に達した時点で、申請受付は終了になります（先着順）。
- ② 墓所を使用することのできる権利は、使用者の死亡等の理由で承継する場合を除き、譲渡や転貸することはできません。
- ③ 芝生墓所及び樹木型合葬式墓所の両方に申請することはできません。
- ④ 卯塚墓園管理事務所での受付は、日曜日、月曜日を除く午前9時から午後4時までです。

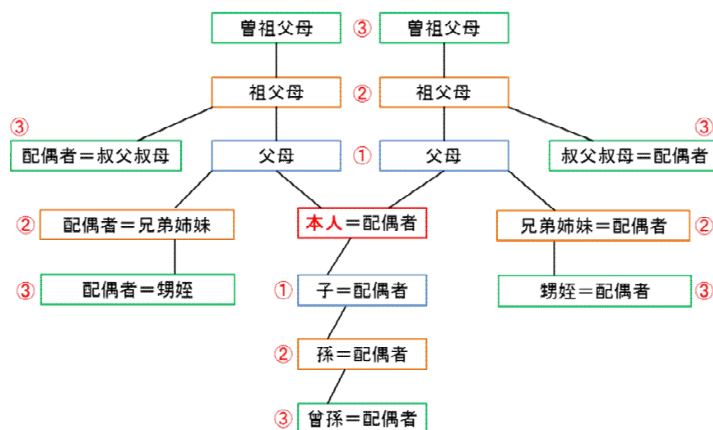
★芝生墓所

- ① 申請できるのは、1世帯につき1件です。「世帯」とは、住民票上の「世帯」です。同一世帯から2件以上の申請があった場合は、全ての申請が無効になります。
- ② 使用区画は全て市が決定します。申請者による区画の指定はできません。
- ③ 年間管理料8,000円は、令和7年度分から徴収します。

★樹木型合葬式墓所

- ① 3親等以内の親族（下図参照）のご遺骨について申請者を含め、3体まで同時に申請できます。
- ② 申請後に埋蔵するご遺骨（生前予約を含む）を変更することはできません。
- ③ 同一のご遺骨（生前予約を含む）について、2通以上の重複申請があった場合、全て無効になります。
- ④ 埋蔵場所は、全て市が決定します。なお、埋蔵場所の詳細な位置はお知らせできません。
- ⑤ 埋蔵時の立会いもできません。

3親等の範囲



墓所の概要

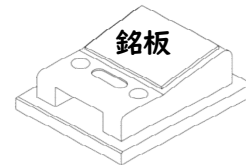
●芝生墓所

1 特徴

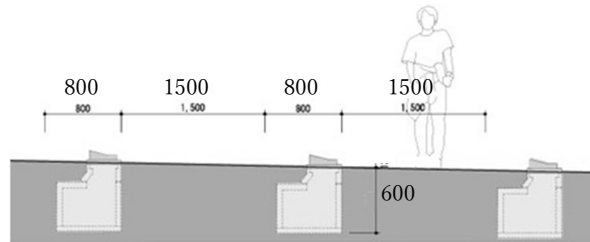
- ・緑豊かな芝生と四季折々の景色を一望でき、墓地特有の暗さや圧迫感はありません。
- ・お墓の管理が容易となるよう、墓石周りの芝生の管理、除草は、管理者が行います。
- ・用意された墓石の上には、お名前等が入れられた銘板（別途個人負担）をのせていただきます。またご希望により設置基準内で墓石の変更（置き換え・別途個人負担）もできます。
- ・塔婆は設置できません。

2 大きさ

（本体）320mm×410mm×150mm
 （台石）400mm×500mm×55mm
 （銘板）290mm×210mm×15mm



埋蔵場所
 (イメージ) →



地下の納骨スペースには、4寸骨壺(直径約12cm)を平面置きで最大18個収蔵できます。

3 基数

A区画：164基（完売） B区画：481基

4 使用料

永年使用	市内居住者	100万円
〃	市外居住者	120万円
10年使用（更新可）	市内居住者	40万円
30年使用（更新不可）	市外居住者	110万円

5 管理料

8千円／年

※管理料には減免制度があります。

- ・生活保護法に基づく扶助を受けている場合、減免制度の対象となります。ただし、長久手市外に転出した場合は対象となりません。
- ・減免制度を活用する方は、その年度の管理料をお支払いいただく前に、毎年、減免手続きをしてください。お支払後の払い戻しはできません。

6 その他の費用

銘板、花筒、線香台、ご遺骨埋蔵時の埋葬手数料や骨袋代等

7 ご利用にあたって

- ① 銘板の材質は、恒久的に使用可能な素材（石材又は金属類）としてください。
- ② 墓石は使用者の所有物です。銘板等も含めて、使用者の責任で管理してください。
- ③ 設置済の墓石を変更（置き換え）する場合は、事前にご相談ください。
- ④ 芝生に手を加えることはできません。
- ⑤ ご遺骨の埋蔵は、必ず申請し、使用者の責任において行ってください。僧侶等による供養や宗教的儀式は基本的に自由です。
- ⑥ 線香以外の火気（ロウソク等）の使用はできません。
- ⑦ 線香の火は、完全に消えたことを使用者が確認してください。
- ⑧ お花、お線香以外（お札、塔婆、お供え他）は、お持ち帰りください。お花は、衛生上・景観上の観点から管理者が処分することがあります。
- ⑨ 10年使用の方（市内使用者）が更新するとき、使用者の住所が市外の場合は、使用料が1.5倍となります。
- ⑩ カロート（納骨室）は、地下部分の墓石の周りにも埋設されていますので、他の墓石近くを歩く際には、ご注意ください。
- ⑪ 人骨以外は埋蔵できません（ペット不可）。

芝生墓所の写真 ※現在募集中の区画とは異なります。



●樹木型合葬式墓所

- | | |
|-------------------|--|
| 1 特徴 | <ul style="list-style-type: none">・本市の場合は、正面の樹木を墓標に円形の芝生エリアにご遺骨を直接地中に埋蔵する合葬方式の墓所です。・お墓を守られる方が見込めない場合や残された家族に対しての負担を心配される方に適しています。・お預かりしたご遺骨は、骨壺から布の袋に移し替え、管理者により地中に埋蔵します。・参拝方法は、献花台前から参拝していただきます。 |
| 2 大きさ | 1500 名までの使用許可証発行分のご遺骨が埋蔵できます。 |
| 3 使用料 | 永年使用 市内居住者 15 万円（永年使用料として 1 体分）
市外居住者 20 万円（ “ ） |
| 4 その他の費用 | ご遺骨埋蔵時の埋葬手数料や骨袋代等 |
| 5 埋蔵(納骨)方法 | お預かりしたご遺骨を 1 体ごとに、管理者（市）が決めた位置に埋蔵します。 |
| 6 ご利用にあたって | <ul style="list-style-type: none">① 使用者が埋蔵に立ち会うことはできません。② すでに埋蔵されたご遺骨は、返還できません。申請の際には、ご親族とともに十分ご検討ください。③ 故人の氏名等が書かれた記名板等は、設置できません。④ 献花台には、供花と線香以外のお供え物や、塔婆は置くことはできません。⑤ 使用者が死亡し、使用の権利を承継される場合は、必ず管理者への届出をしてください。⑥ 供花は、参拝後にできるだけお持ち帰りください。なお、献花台に供花があった場合、衛生上や景観上好ましくない状態になる前に、管理者が処分します。⑦ ご遺骨が埋蔵されている円形墓所は、石積み部分を含め立入禁止です。参拝は献花台前で行ってください。⑧ 墓所内に植物等を植える行為や私物を据え置くことは、できません。⑨ 樹木型合葬式墓所は、永年使用であり、永代供養ではありません。僧侶等による供養や宗教的儀式等は使用者の責任で行ってください。 |

樹木型合葬式墓所のイメージ ※実物とは異なります。



●墓所の返還について

- ① 使用許可を受けた使用者がご遺骨を埋蔵する前に、使用する必要が無くなった時には、返還の手続きを速やかに行ってください。
- ② 使用料・管理料の返還は、ありません。ただし、使用許可を受けた日から2年以内において未使用かつ、長久手市長の認めるやむを得ない理由により墓地を返還された場合に限り、既納の使用料の半額を返還いたします（この場合においても、管理料は返還しません）。
- ③ 詳しくは卯塚墓園管理事務所にお問い合わせください。

●使用許可の取消しについて

次項のいずれかに該当した場合は、墓所の使用を取り消します（長久手市卯塚墓園条例第12条）。申請する際には、十分ご確認ください。

- ① 不正な手段で使用許可を受けたとき。
- ② ご遺骨（人の骨）の埋蔵以外の目的で使用したとき。
- ③ 使用料を指定の期限までに納付しないとき。
- ④ 使用許可を受けた使用者が死亡した日から起算して2年を経過しても使用者に代わって祭祀を主宰する者が使用権の承継を届け出ないとき。
- ⑤ 使用者が関係する法令等の規定に違反したとき。

●墓園内のルール

- ① 墓園の管理上支障のある行為、他人に迷惑のかかる行為は、一切禁止します。
- ② 墓園内において発生した事件、事故に関しましては、一切の責任を負いません。
- ③ 墓園内は禁煙です。
- ④ 他の方の墓石・遺影等が映る場合がありますので、墓園内の撮影はご遠慮ください。
- ⑤ 墓園内への自転車・バイクの乗り入れはご遠慮ください。
- ⑥ 芝生内で犬・猫等の動物を散歩させることはご遠慮ください。
- ⑦ スプリンクラーによる散水を行うことがあります。十分に周りを確認した上で行いますが、ご注意ください。



緑と風を感じる

長久手市卯塚墓園

【管理事務所開館時間】

通常 午前9時から午後4時まで（日曜日、月曜日休館）

※暴風警報等の状況に応じ、開館時間等を変更することがあります。

最新情報は市HPをご確認ください。

※令和6年度の年末年始の休館は12月29日から1月6日までとなります。

【アクセス】

○電車

名古屋市営地下鉄東山線 「藤が丘」駅から約3km タクシーで約10分
東部丘陵線リニモ 「杵ヶ池公園」駅から約1.5km 徒歩約20分

○バス

「藤が丘」駅から

1番のりば 愛知学院大学前行き 「菖蒲池」下車 約600m 徒歩約8分
2番のりば 古戦場公園行き 「菖蒲池」下車 約600m 徒歩約8分
トヨタ博物館行き 「菖蒲池」下車 約600m 徒歩約8分
2番のりば 愛知学院大学前（市が洞経由）行き 「愛知たいようの杜」下車 約800m
徒歩約10分
星が丘行き 「愛知たいようの杜」下車 約800m 徒歩約10分
3番のりば 愛知淑徳大学行き 「愛知たいようの杜」下車 約800m 徒歩約10分

「星が丘」駅から

藤が丘行き 「長湫片平」下車 約600m 徒歩約8分

「杵ヶ池公園」駅から（Nーバス）「杵ヶ池公園駅南口」乗車

中央線（左回り） 「卯塚墓園」下車 約400m 徒歩約5分
西部線（左回り） 「菖蒲池」下車 約600m 徒歩約8分

○お車

東名高速道路

名古屋ICからグリーンロードを東へ進み、「脇」を右折し南へ進み、「根嶽」を左折。
（名古屋ICから約3km 約10分）

名古屋瀬戸道路

長久手ICからグリーンロードを西へ進み、「杵ヶ池」を左折し南へ進み、「杵ヶ池公園南」を右折し南へ進み、「卯塚」を左折。（長久手ICから約5km 約12分）

【問い合わせ先】

〒480-1145 長久手市卯塚二丁目303番地
卯塚墓園管理事務所 TEL:0561-78-2455 FAX:0561-57-1741